

熊本市「土木工事における週休2日試行工事」実施要領

令和元年（2019年）	8月22日	制定
令和元年（2019年）	9月13日	修正
令和2年（2020年）	4月15日	改定
令和2年（2020年）	9月18日	修正
令和3年（2021年）	3月8日	改定
令和3年（2021年）	9月1日	改定
令和3年（2021年）	9月9日	修正
令和3年（2021年）	9月24日	修正
令和5年（2023年）	2月17日	改定
令和5年（2023年）	12月20日	改定

（趣旨）

第1条 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）において、時間外労働の上限について法律で定められた。違反した場合には罰則を科すこととされ、建設業に関しても、一定の猶予期間（改正法の施行後5年間）を置いた上で適用することとされている。

こうした中、建設業では若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。これを踏まえ、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手を確保することを目的として「週休2日試行工事」を実施するものである。

（対象工事）

第2条 熊本市が発注する全ての土木工事（土木工事標準積算基準書に基づく工事）及び港湾工事（港湾請負工事積算基準に基づく工事）を対象とする。ただし、以下の工事は対象外とする。

- ①工期や作業工程に制約がある工事
- ②緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③施工個所が点在する維持補修工事（道路維持補修委託など）
- ④その他発注者が指定する工事

（対象期間）

第3条 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、余裕期間を設定した工事における余裕期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

（用語の定義）

第4条 この要領における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

（1）週休2日

対象期間において、4週6休以上の休日（現場閉所）を確保することをいう。（曜日の特定はない）

（2）受注者希望型

「週休2日試行工事」にて受注者自らが週休2日を希望し、実施する形態。

（3）先積み方式

当初設計の段階で、第9条に示す週休2日による「4週8休」の補正を行い積算し、発注する方式。

(4) 後積み方式

当初設計では、第9条に示す週休2日による労務費等の補正をせずに積算し、発注する方式。

(5) 休日（現場閉所）

一日を通して現場や現場事務所が閉所（作業を一切行わないこと）された状態をいう。ただし、以下の作業は現場での作業に該当しない。

- ① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応等）
- ② 安全パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業
- ③ 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業
- ④ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(6) 現場閉所率

対象期間における休日（現場閉所）の割合であり、休日（現場閉所）の日数を対象期間の日数で割った率をいう。なお、現場閉所率は、少数第2位以下切り捨てとする。

（発注手続き）

第5条

- (1) 原則、先積み方式にて発注すること。ただし、やむを得ない場合は後積み方式での発注を行ってもよい。
- (2) 特記仕様書に、受注者希望型の「週休2日試行工事」であることを明示する。（別紙1参照）

（発注方式）

第6条 受注者希望型とする。

（試行内容）

第7条

- (1) 受注者による意思表示
受注者は、契約後速やかに「週休2日試行工事」実施の意向について、監督員と協議し、実施の有無を決定する。
ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は認めないこととする。
- (2) 休日（現場閉所）取得計画実績表の提出
受注者は、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる「休日（現場閉所）取得計画実績表」（別紙2）を監督員に提出する。休日（現場閉所）取得計画実績表の作成にあたっては、第4条「休日（現場閉所）」の定義を反映させることとする。
- (3) 看板等による表示
受注者は、公衆の見やすい現場に週休2日試行工事である旨を明示する。（別紙3参照）
- (4) 実施報告
受注者は、休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出する。
- (5) 現場閉所の確認方法
監督員は、受注者から提出された休日（現場閉所）取得計画実績表により休日（現場閉所）の実施状況を確認する。
- (6) 監督員の対応
監督員は、週休2日試行工事の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう指導する。監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日

中の作業が発生するような指示は行わない。

(変更契約)

第8条

(1) 変更協議

設計変更により工期が変更となる場合には、その都度、変更した休日（現場閉所）取得計画実績表を監督員に提出すること。

(2) 変更契約

週休2日試行工事の取組みを実施する工事については工事完成日まで、所定の現場閉所率を下回らないように留意すること。

【先積み方式】

現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）についても、減額変更するものとする。

【後積み方式】

現場閉所の達成状況を確認後、週休2日の達成状況に応じて補正係数を見直し、設計変更を行う。なお、土木工事で4週6休（港湾工事では4週8休）に満たないもの、及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

(間接工事費等の補正)

第9条

【先積み方式】

当初設計の段階で、別表1、別表2に示す「4週8休以上」の補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び、市場単価に乗じて発注する。

設計変更時の間接工事費の補正にあたっては、現場の閉所達成状況に応じて別表1、別表2に示す補正係数を乗じる。なお、週休2日を行わなかった場合は補正係数を1.0とする。

【後積み方式】

当初設計については、労務費等の補正をせずに発注する。

設計変更時の間接工事費等の補正にあたっては、現場の閉所達成状況に応じて、別表1、別表2に示す補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び、市場単価に乗じるものとする。

(工事成績評定の取り扱い)

第10条 第7条「試行内容」に基づく計画が完全に達成できた場合は、「土木工事における週休2日試行工事に係る工事成績評定の取扱いについて」（別紙4）により工事成績評定において適切に評価する。なお、達成出来なかった場合において減点を行わない。

(週休2日実施証明書の交付)

第 1 1 条 週休 2 日試行工事の取り組みを実施した工事で、4 週 6 休以上の休日（現場閉所）取得を達成した工事には、達成状況を記載した実施証明書（別紙 5）を交付する。

（その他）

第 1 2 条

- （1）本制度実施の是非は工事請負額に直結するため、契約後、速やかに実施の有無を協議すること。
- （2）受注者は、試行工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。
- （3）この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年（2019年）9月30日から施行する。

附則

この要領は、令和2年（2020年）4月27日から施行する。

附則

この要領は、令和2年（2020年）10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年（2021年）10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年（2023年）3月6日から施行する。

附則

この要領は、令和6年（2024年）1月25日から施行する。